

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 1月 5日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）に基づき、実施機関に対し、異議申立人の母について、〇〇病院（以下「本件病院」という。）が平成21年〇月〇日に起こした医療事故（以下「本件事故」という。）に関して、本件病院が平成22年 5月11日に提出した事故報告書（様式15）（以下「病院作成報告書」という。）に対するの保健所の対応、指導等についてわかるもの（以下「本件請求文書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成23年 1月19日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書が存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 名古屋市所定の事故報告書（様式15）の「保健所の対応・指導等」欄の開示請求である。
 - (2) 本件事故の発生から〇年〇箇月以上経っているので、本件事故の対応、

指導等はしているはずである。平成21年〇月〇日以降の経緯から、常識的に考えて文書は存在しているはずである。

- (3) 平成22年12月17日に当時の名古屋市南区南保健所（以下「南保健所」という。）の次長及び担当主査（以下「当時の次長等」という。）へ本件事故について情報提供するまで、対応、指導等は放置されていた。

南保健所の対応・指導等が記載された事故報告書（以下「保健所作成報告書」という。）は、本件事故の発生から〇年〇箇月後に開示された。しかし、平成23年4月に異動してきた南保健所の次長は、当時の次長等から情報を聴取していないため、保健所作成報告書は適当な作文である。

- (4) 南保健所は、本件事故の情報を名古屋市健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）に報告しておらず、保健医療課は異議申立人から本件事故の情報を提供されるまで本件事故の発生を知らなかった。さらに、異議申立人が保健医療課に本件事故の情報提供をした後も、南保健所は本件病院に立入検査を行わなかった。南保健所は、医療事故が起ころうとも事故の対応、指導等を実施しないことが判明した。立入検査もせず、病院の報告を漫然と待っていただけである。

- (5) 本件病院が自主的に作成した詳細な事故報告書を南区南保健所長宛てに提出しているにも関わらず、平成21年〇月〇日に実施された立入検査時に、必要事項を記入してもらうために、事故報告書（様式15）の用紙を渡していることは、何かの意図が読み取れる。南保健所を除く保健所は、医療機関に渡すものではないと市民の声で回答している。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、病院作成報告書について言及しているが、これは、平成21年〇月〇日に南保健所が本件病院に定例立入検査を行った際に、事故報告書（様式15）の用紙を本件病院に渡し、必要事項を記入して提出するよう求めたものである。

当該報告書については、異議申立人が平成22年12月21日に行った別件の個人情報開示請求に対して、同月28日付けで、病院作成報告書を特定し、開示決定を行っているが、指導を受ける本件病院が作成したものであることの性質上、「保健所の対応、指導等」欄は、空白となっている。

2 本件開示請求の時点では、本件病院に対し、本件事故に関して更なる報告を求めてはいたものの、本件事故に対する対応は完結しておらず、その後、平成23年〇月〇日及び同年〇月〇日に随時立入検査を行った。

「保健所の対応・指導等」欄の記載のある事故報告書は、南保健所が作成するものであることから、本件請求文書は、南保健所が同年5月13日に保健医療課へ提出するために、保健所作成報告書を作成するまでは存在していない。

3 同月12日、異議申立人は、保健所が、本件事故について、いつ聞き取りをして事故報告書を作成したかわかるものに関する個人情報開示請求を行った。

同月26日、実施機関は、当該開示請求に対して、個人情報一部開示決定を行い、「保健所の対応・指導等」欄が記載されている保健所作成報告書を一部開示している。

第5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件事故への対応について

当審議会の調査によると、本件事故に関し、次の事実が認められる。

(1) 平成21年〇月〇日、本件病院において本件事故が発生した。

(2) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査（以下「平成21年度定例立入検査」という。）を行った。

その際、南保健所は、本件病院に対し事前に医療安全管理チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）及び病院立入検査参考資料（以下「参考資料」という。）を送付し、本件病院は、チェックリストの各調査項目について自己点検を行うとともに、参考資料の調査項目についても記載し、南保健所へ提出した。

南保健所は、本件病院の自己点検結果をもとにチェックリストの各調査項目について確認を行うとともに、参考資料をもとに、本件病院への聞き取り調査、現場確認等を実施した。その際、南保健所職員は、本件病院からの聞き取り内容の記録（以下「本件記録①」という。）を作成した。

また、南保健所は、本件病院から本件事故に関するメモ（以下「病院作成メモ」という。）を收受した。

(3) 平成22年〇月〇日、南保健所は、平成21年度定例立入検査の結果、不適合には至らないが改善を検討させたい事項（以下「検討要望事項」という。）があったとして、病院立入検査結果通知書（様式 7-2）（以下「結果通知書」という。）にて本件病院の管理者宛てに通知を行った。

また、南保健所は、当該通知を行った後、検討要望事項等を記載した医療監視実施結果表を作成した。

(4) 同年 5月11日、南保健所は、本件病院から病院作成報告書を收受し、病院作成メモは廃棄した。

(5) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査（以下「平成22年度定例立入検査」という。）を行った。

その際、南保健所は、本件病院に対して、平成21年度定例立入検査と同様に、本件病院から事前に提出されたチェックリスト及び参考資料の各調査項目について、調査、確認を行うとともに、院内感染対策の重点確認表（以下「重点確認表」という。）の各調査項目についても確認を行った。

また、南保健所職員は、本件病院への指摘事項や本件病院からの聞き取り内容等の記録（以下「本件記録②」という。）を作成した。

(6) 平成23年 1月 5日、異議申立人は、本件開示請求を行った。

(7) 同年〇月〇日、本件病院の職員が本件事故に関する説明のため、南保健所を来訪した。

その際、南保健所職員は、本件事故当時の本件病院の状況や今後の対策等に関する本件病院からの聞き取り内容の記録（以下「本件記録③」という。）を作成した。

(8) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に随時立入検査を行った。

その際、南保健所職員は、本件病院からの聞き取り内容の記録（以下「本件記録④」という。）を作成した。

(9) 同月〇日、南保健所は、平成22年度定例立入検査の結果、検討要望事項があったとして、結果通知書にて、本件病院の管理者宛てに通知を行った。

また、南保健所は、当該通知を行った後、検討要望事項等を記載した医療監視実施結果表を作成した。

(10) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に随時立入検査を行った。

その際、南保健所職員は、本件病院からの聞き取り内容の記録（以下「本件記録⑤」という。）を作成した。

(11) 同年 5月13日、南保健所は、保健医療課に保健所作成報告書を提出した。

(12) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査を行った。

その際、南保健所職員は、平成22年度定例立入検査における検討要望事項に対する検査結果及び本件病院からの聞き取り内容等の記録（以下「本件記録⑥」という。）を作成した。また、南保健所は、本件病院から医療機器に関する使用方法や注意事項等が記載された資料（以下「医療機器説明書」という。）を收受した。

3 「保健所の対応、指導等」の欄が記載された事故報告書（様式15）について

(1) 名古屋市医療法第25条に基づく立入検査実施要領（平成22年 8月24日健康福祉局健康部保健医療課長決裁）で定める事故報告書（様式15）は、保健所が医療機関からの聞き取り内容等に基づいて作成し、保健医療課へ報告するものであることから、当該様式における「保健所の対応、指導等」欄は、保健所が記載すべきものである。

(2) 病院作成報告書は、本件病院が、平成21年度定例立入検査の際に南保健所から受け取った事故報告書（様式15）の用紙に、本件事故の概要、本件病院による本件事故に対する事後の対応、原因究明・防止等の取組み等を記載し、南保健所に提出したものであり、「保健所の対応、指導等」欄は、空白となっていることから、本件請求文書に該当しないと認められる。

(3) なお、南保健所が「保健所の対応、指導等」欄を記載した保健所作成報告書は、平成23年 5月13日に南保健所から保健医療課へ提出されたものであることから、本件開示請求の時点においては作成されていないと認められる。

(4) 以上から、本件開示請求がなされた時点では、「保健所の対応、指導等」欄に記載のある事故報告書（様式15）は存在していないと認められる。

4 事故報告書（様式15）以外の本件事故に関する南保健所の対応、指導等を

記載した行政文書の有無について

上記 2で述べたとおり、平成21年度定例立入検査、平成22年度定例立入検査、随時立入検査及び本件病院の職員による来訪（以下これらを「本件立入検査等」という。）の際に南保健所が作成又は取得した文書として、チェックリスト、重点確認表、参考資料、結果通知書、医療監視実施結果表、医療機器説明書及び本件記録①から本件記録⑥まで（以下これらを「本件記録」という。）が存在することが確認されたことから、以下、これらが本件開示請求に係る行政文書に該当するか否かについて検討する。

(1) チェックリスト、重点確認表、参考資料、結果通知書、医療監視実施結果表及び医療機器説明書について

ア チェックリスト及び重点確認表について内容を確認したところ、各調査項目に関する調査結果が記載されているのみで本件事故に関する南保健所の対応、指導等に関する記載は確認できなかった。

イ 次に、参考資料について内容を確認したところ、病院の人的、物的設備や編成に係る情報が記載されているのみで、本件事故に関する南保健所の対応、指導等に関する記載は確認できなかった。

ウ また、結果通知書及び医療監視実施結果表について内容を確認したところ、本件病院の設備や防災訓練の実施について、検討要望事項等が記載されているが、本件事故に関する記載は確認できなかった。

なお、平成22年度定例立入検査に係る結果通知書については、平成23年〇月〇日に南保健所が本件病院に通知を行ったものであり、医療監視実施結果表は、南保健所が当該通知後に作成したものであることから本件開示請求の時点においては作成されていないと認められる。

エ なお、医療機器説明書は、平成23年〇月〇日に実施された随時立入検査の際に南保健所が本件病院から收受したものであることから、本件開示請求の時点においては、南保健所は取得していないと認められる。

オ したがって、チェックリスト、重点確認表、参考資料、結果通知書、医療監視実施結果表及び医療機器説明書は、本件請求文書に該当しないと認められる。

(2) 本件記録について

ア 本件記録は、本件立入検査等の際に、南保健所職員が、本件病院から

の聞き取り内容等を記録したものであり、本件記録について内容を確認したところ、事故報告書の提出を促している記載が確認できたが、本件記録③から本件記録⑥までについては、本件開示請求の時点以降の随時立入検査及び本件病院の職員による来訪の際に、南保健所職員が作成したものであり、本件開示請求の時点においては作成されていないことから、本件請求文書に該当しないと認められる。

したがって、本件記録①及び本件記録②が、本件請求文書に該当するか否かを検討する。

(ア) 条例第18条第1項では、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、保有個人情報とは、条例第2条第2号ただし書で、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第2条第2号に規定する行政文書に記録されているものに限ると規定されている。

(イ) 行政文書とは、条例上、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

イ そこで、本件記録①及び本件記録②が、実施機関の職員によって職務上作成し、又は取得された文書か否かについて判断する。

本件記録①及び本件記録②は、本件立入検査等の際に、南保健所職員が、本件病院からの聞き取り内容等を記録したものであることから、実施機関の職員が職務上作成した文書であると認められる。

ウ 次に、本件記録①及び本件記録②が、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものか否かについて判断する。

(ア) 実施機関は、本件記録①及び本件記録②が個人的に作成されたものであり、事故報告書の作成のための基礎資料であるものの、南保健所において供覧等を行われていないと主張している。

(イ) 確かに、本件記録①及び本件記録②は、職員が個人で所有しているノートなどに記録されており、その内容において、日付の誤記載などが見受けられるほか、走り書きによって記録されたものであることから、南保健所において、供覧等の事務処理がなされているとは認められない。

(ウ) また、本件記録①及び本件記録②の保管状況を確認したところ、記録を作成した職員の机にて封筒に入れて、又は個人の備忘録用のノートとして保管されており、当該職員が個人的に管理していたとのことである。

(エ) したがって、本件記録①及び本件記録②は、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものではないと認められる。

エ 以上のことから、本件記録①及び本件記録②は、行政文書には該当せず、職員のメモであると認められることから、本件請求文書に該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

6 審議会の要望

南保健所は、平成21年の定例立入検査の際に本件病院から本件事故に関する報告を受けてから、平成23年に保健所作成報告書を作成するまでの間、本件病院に対して再発防止に関する指導等を行ったとしている。しかし、この間の本件事故に関する南保健所の対応等の記録については、職員の個人的なメモしか残されておらず、これに関する行政文書は一切作成されていない。

しかし、南保健所は、本件病院から聞き取り調査や立入調査等を行っているのであるから、これらの各時点で、組織として、経緯、対応等を記録し、それを共用すべきものであるが、記録として職員の個人的なメモしかないことは、情報の取扱いとして、適切、妥当であるとは言い難い。

特に、本件の場合、医療監視という医療の質の確保に関わる業務の性質上、医療機関に対しどのような指導等を行ったかは、市民の生命、身体の安全にも関わる重要な情報である。

したがって、医療事故に関する聞き取り調査、現場確認、立入調査、指導等の対応を行った場合には、その都度、行政文書として記録を作成するなど事務取扱いを改善するよう強く要望する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 2月 2日	諮問書の受理

2月 3日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう再通知
10月 4日	実施機関の弁明意見書を受理
10月11日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
10月19日	異議申立人の反論意見書を受理
11月 9日 (第 160回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成24年 8月 8日 (第 169回審議会)	調査審議
10月24日 (第 171回審議会)	調査審議
11月14日	答申